

## 第4 地方交付税関係

## 平成 22 年度普通交付税（市町村分）について

### 1 当初算定

#### (1) 地方交付税の総額

地方交付税の総額は 16 兆 8,935 億円（出口ベース）で、前年度に比べ 1 兆 733 億円（6.8%）の増となった。また、臨時財政対策債発行可能額（7 兆 7,069 億円）を加えた実質的な地方交付税の総額は 24 兆 6,004 億円で、前年度に比べ 3 兆 6,316 億円（17.3%）の増となった。

#### (2) 本縣市町村分の算定結果

軽井沢町及び南相木村を除く 75 市町村に 2,381 億 3,048 万 5 千円が交付された。これは前年度に比べ 157 億 6,149 万円（7.1%、全国市町村分は 8.6%）の増となった。臨時財政対策債発行可能額（交付団体ベース）を加えた実質的な普通交付税額は 2,935 億 268 万 5 千円で、前年度に比べ 359 億 8,692 万 4 千円（14.0%、全国市町村分は 18.6%）の増となった。

#### (3) 主な算定方法の改正点

- ① 雇用対策や、地域資源を活用し、地域の自給力と創富力を高め、持続的な地域経営を目指す緑の分権改革の芽出しとしての取組など、「人」を大切にする施策を地域の実情に応じて実施できるよう、「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」が創設された。
- ② 地方公共団体が地域のニーズに適切に対応した行政サービスを提供できるよう、関係費目の単位数が「活性化推進特例費」として増額された。
- ③ 小規模ゆえ割高となる経費を反映する段階補正については、標準団体（人口 10 万人）未満の市町村について、過去に大幅な縮減（△2,000 億円）が行われたが、現下のこれらの市町村の財政を取り巻く状況に鑑み、よりの確に財政需要に応えられるよう、総額 700 億円程度が復元された。
- ④ 高齢化比率の上昇や労働力人口の減少等が全国的に進行する中で、より持続的な人口減少局面に直面している市町村においても、必要な行政サービスの提供によって、地域社会の維持を可能とする観点から、人口急減補正が見直された。

具体的には、既存の算式（過去 5 年間の人口減少の影響を緩和）に加えて、条件不利地域の市町村を対象として、新たな算式（過去 20 年間の人口減少の影響を緩和）が導入された（当該市町村にとって有利な算式を適用）。

#### (4) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債の急増への対応として、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法が見直され、これまでの全ての団体に対して人口を基礎として算出する方式に加え、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する新方式が導入された。

なお、県内市町村分の発行可能額は553億7,220万円で、前年度に比べ202億2,543万4千円(57.5%、交付団体ベース)の増となった。

## (5) 地方特例交付金

「児童手当特例交付金」については、平成22年度における子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応するため、名称が「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改められるとともに、所要額が交付された。

## 2 再算定

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)に係る平成22年度の国の補正予算(第1号)の成立に伴い増額された地方交付税について、その一部を交付するため再算定が行われた。

具体的には、平成22年度に創設された「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」の単位費用が増額されるとともに、当初算定における調整額の復活が行われた。

### (1) 地方交付税の総額

地方交付税の総額は17兆1,935億円(出口ベース)で、前年度に比べ1兆3,733億円(8.7%)の増となった。また、臨時財政対策債発行可能額(7兆7,069億円)を加えた実質的な地方交付税の総額は24兆9,004億円で、前年度に比べ3兆9,316億円(18.7%)の増となった。

### (2) 本県市町村分の算定結果

南相木村が交付団体となり、軽井沢町を除く76市町村に46億5,618万7千円が追加交付された。これにより、平成22年度の普通交付税額は2,427億8,667万2千円となり、前年度に比べ204億1,767万7千円(9.2%、全国市町村分は10.7%)の増となった。臨時財政対策債発行可能額(交付団体ベース)を加えた実質的な普通交付税額は2,982億2,632万4千円で、前年度に比べ407億1,056万3千円(15.8%)の増となった。

※各表の数値は、特に記載のない限り、再算定のものである。